香川地方最低賃金審議会 第3回 香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時: 令和6年8月1日(木) 15:20~17:00

1 主な審議事項

- (1)「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について
- (2) 香川県最低賃金額改正の審議について

2 議事要旨

- (1)「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について 「令和6年卒 新規学卒者初任給情報」等について説明
- (2) 香川県最低賃金額改正の審議について

労使各側委員の主張内容及び公益委員の考え方

方便合側安貝の土版内谷及の公益安貝の考え方	
労働者側委員	(1回目) 76 円引上げ、時間額 994 円を提示する。
	根拠:香川県の連合リビングウェイジの時間額1070円を2年で達成
	できる金額とした。
	(2回目) 67 円引上げ、時間額 985 円を提示する。
	根拠:中賃の目安小委員会において労側委員が提示した金額とした。
	(3回目) 64 円引上げ、時間額 982 円を提示する。
	根拠:新しい資本主義のグランドデザインに掲げられている 1500円
	の達成時期を 2032 年とした場合、 9 年後に達成できる金額と
	した。
使用者側委員	(1回目) 27 円引上げ、時間額 945 円を提示する。
	根拠:令和6年賃金改定状況調査結果の第4表③の香川県が属する
	Bランクの男女計及び産業計の賃金上昇率 2.9%を現在の最
	低賃金額 918 円に乗じて少数点以下を切り上げて 27 円とし
	た。
	(2回目) 33 円引上げ、時間額 951 円を提示する。
	根拠:令和6年5月分消費者物価指数(高松市)の前年同月比の上昇
	率 3.6%を現在の最低賃金額 918 円に乗じて少数点以下を切
	り下げて 33 円とした。
	(3回目) 提示せず。
公益委員	全会一致

3 審議の結果

(2) 香川県最低賃金額改正の審議について 引き続き、次回専門部会で審議することとなった。